



特集

第67回中小企業団体全国大会

団結は力 見せよう組合の底力！ ～組合でひろがる中小企業の発展～

全国中央会・沖縄県中央会は、11月20日『団結は力 見せよう組合の底力！～組合でひろがる中小企業の発展～』をキャッチフレーズに、「第67回中小企業団体全国大会」を「沖縄コンベンションセンター」（沖縄県宜野湾市）において開催しました。

全国より中小企業団体の代表者約2,300名が参集し、「景気対策、被災地を含めた地域の活性化」、「生産性の向上」、「持続的成長の促進」等を具体化し、全国385万の中小企業・小規模事業者の事業の持続的発展を実現するための中小企業対策の拡充に関する14項目を決議しました。（議長：津波古勝三・沖縄県中央会会長、副議長：山出保・石川県中央会会長、野田三郎・熊本県中央会会長）

決議に際し、小正芳史・鹿児島県中央会会長より、「人口減少が進む地域を活性化し、全国津々

浦々の中小企業が景気回復を実感できるよう、経済の好循環を確実なものとする景気対策を求め」との意見発表が行われ、満場の賛同を得て決議案は採択されました。

さらに、本大会の意義を内外に表明するため、石川誠司・沖縄県中小企業青年中央会会長が、『「中小・小規模事業者には果てしない未来がある」ことを組織の総力を結集して示していくことを誓う』とした「大会宣言」を高らかに宣し、満場の拍手の下、採択されました。

大会では、多数のご来賓のご出席を賜り、星野剛士・経済産業大臣政務官、島尻安伊子・内閣府特命担当大臣、とかしきなおみ・厚生労働副大臣、伊東良孝・農林水産副大臣、杉山秀二・商工中金代表取締役社長よりそれぞれご祝辞を頂戴しました。また、茂木敏充・自由民主党選挙対策委員長（元経済産業大臣）、富田茂之・公明党

経済産業部会長から政党代表としてご挨拶を頂戴し、翁長雄志・沖縄県知事、佐喜眞淳・宜野湾市長より歓迎のご挨拶を頂戴しました。

なお、大会の席上、優良組合33組合、組合功労者71名、中央会優秀専従者29名に、全国中央会

大村会長より表彰状が授与されました。

最後になりましたが、九州ブロックでの全国大会開催ということもあり、本県からは総勢100名近い参加をいただきました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

第67回中小企業団体全国大会スローガン

1. 実感ある景気回復と被災地を含めた地域の活性化
2. 投資促進による生産性向上の加速
3. 雇用・内需を喚起する税制・金融の拡充
4. 優越的地位の濫用の根絶等公正な競争力環境の実現
5. 賑わいあるまちづくりの推進と商業・サービス業対策の拡充
6. 中小企業の実態を踏まえた社会保障・労働対策の推進

宣言

本日、全国の中小企業団体の代表二千余名は、「団結は力 見せよう組合の底力！」組合でひろがる中小企業の発展」をスローガンに、平均年齢が全国一若く、豊富な観光資源がある沖縄県の、ここ宜野湾市に集い、組合の原点である「相互扶助の精神」を活かして、中小・小規模事業者の未来を自ら切り拓いていくことを決議した。

大企業が過去最高の利益を計上する中、中小企業の景況は、円安による原材料や燃料、人件費の高騰に伴うコストアップに見合った価格転嫁の遅れに加え、中国経済の減速などの不安定な海外事情により、多くの中小・小規模事業者は景気回復の実感を得られない厳しい状況にある。

人口減少と地方の疲弊が進む我が国が、持続的な経済成長を図るには、中小・小規模事業者が将来ビジョンを持ち、国内外のマーケットに応じた積極的な投資を行い、生産性の向上と経営の効率化を図ることが必要である。そのためには、多様な主体による連携、広域的な観光ネットワークの構築、海外展開を図る広域経済連携の推進、深刻化する人手不足に対する若者・女性・高齢者の参画を推進していかなければならない。

私達は、「地方創生を実現する」「日本を成長させる」ため、全力を尽すことを約束するとともに、本大会の決議事項の実現を国等に強く求める。

今こそ、業種・業界を束ねる中小企業団体と中央会が、強いリーダーシップを発揮して、日本が中小・小規模事業者の事業活動を行うのに世界で最も適した地域であり、「中小・小規模事業者には果てしない未来がある」ことを組織の総力を結集して示していくことをここに誓う。

右宣言する。

平成二十七年十一月二十日

第六十七回中小企業団体全国大会

第67回中小企業団体全国大会決議

我が国は、原油安にも恵まれ、緩やかな回復基調にあると言われているが、人口減少・超高齢社会による構造的な需要減少に加え、中国市場の不安要素を抱えるなど、その先行きは予断を許さない状況にある。

中小・小規模事業者は、投資による生産性の向上が図れない中、人件費や仕入価格などコストの上昇に見合った価格転嫁の遅れ等により、景気回復の恩恵を受けられない厳しい状況にある。また、中小・小規模事業者が事業を営む場である地域への取組みは、個々の企業や特定の産業による牽引にとどまることが多く、地域の実情に応じた多様な主体との連携による付加価値化が求められている。

このため、地域の雇用を支える中小・小規模事業者が、連携・組織化を一層推し進め、生産性の向上や取引力の強化を図るとともに地方創生の担い手たることを示していく必要がある。

地域の産業界が集まる中小企業団体中央会は、持てる力を総動員して中小・小規模事業者と組合の持続的成長を図り、もって地域の活性化を実現するため、中核的役割を担う所存である。中小・小規模事業者と組合の活躍こそが日本経済を救う。

ついては、国等は、全国の会員組合等からの意見を踏まえた下記の要望事項の実現に取り組みたい。

1. 景気対策、被災地を含めた地域の活性化

1. 実感ある景気回復と地域の活性化

- (1) 経済の好循環を地方経済まで行き渡るよう「日本再興戦略改訂2015」及び「経済財政の運営と改革の基本方針2015」を着実に実行すること。
- (2) 平成28年度予算編成に当たっては、未だ景気回復感の薄い中小・小規模事業者への支援強化とTPPへの対策に向けて、中小企業対策予算をさらに拡充・強化すること。
- (3) 駆け込み需要とその反動減に対する十分な準備と即効性のある内需喚起対策等、消費税率10%への再引上げに対応した対策を早期に講じること。

2. 地方創生交付金の拡充と恒久化を行うこと。

3. 改正地域資源活用法による「ふるさと名物応援」事業など地域の中小・小規模事業者への支援を強化し、地域資源の活用による地域活性化をさらに推進すること。

4. 地方創生を一体的に推進し、インフラを軸とした地域の特性を生かした環境整備を行うこと。

5. 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、大会関連施設の建設をはじめ、道路・交通網等のインフラ整備、大会関連の物品調達等において、中小企業及び中小企業組合を積極的に活用すること。

2. 中小・小規模事業者の持続的発展

1. 中小・小規模事業者の持続的発展

- (1) 小規模事業者や組合等が取組みやすい補助金制度を拡充すること。特に、「小規模事業者持続化補助金」を継続するための予算措置を講じ、中小企業組合を補助対象者に加えること。
- (2) 潜在的起業希望者の裾野を拡大するとともに創業・第二創業等の各段階に応じたきめ細かな創

業支援策を強化すること。

2. ものづくり支援の継続・強化

- (1) 中小・小規模事業者の試作開発、設備投資の増進を図り、経済活性化に資する「ものづくり・商業・サービス革新補助金」事業を継続すること。併せて、過年度実施してきた事業者の効果的な事業推進を図るためのフォローアップ事業に対する支援を行うこと。
- (2) 技術開発支援の中核となる公設試験研究機関の最新機器導入及び更新等に対する支援を強化拡充すること。
- (3) ものづくり人材の確保と次代を担う若手人材の育成に係る施策の強化を図ること。
- (4) IoT、ビッグデータ、人工知能等革新的イノベーションに取り組む中小・小規模事業者の支援策等を強化すること。
- (5) 中小企業の情報セキュリティ対策の強化支援を行うこと。

3. 福島・被災地の復興の加速化

1. 東日本大震災からの本格復興と福島の再生に向けて、国は、一刻も早い原発事故の収束、生活の再建、農業等産業インフラの整備に向けた最大限の支援を継続かつ徹底して行うこと。
2. 平成28年度以降においても、着実な復興実現のための必要な財源を確保し、復興支援ニーズに柔軟・迅速に対応できるよう、次の支援を継続して実施すること。

- (1) 商談会、新商品開発等事業者の販路回復のための支援を強化すること。
- (2) 復興資金需要に対応するため、東日本大震災復興特別貸付、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構による支援を延長すること。
- (3) 被災地への観光客の誘致を推進すること。
- (4) 高速道路利用料金の割引等の措置を講じること。

3. 速やかな復旧・復興工事が行えるよう、入札不調の解消、発注時期の調整・平準化等を図るとともに、地域の中小企業が資材価格、人件費等の状況を踏まえた適正価格で受注できるよう受注環境を整備すること。

また、復旧・復興工事が効率的に進められるよう中小企業組合、とりわけ官公需適格組合への一括発注について配慮すること。

4. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の継続に十分な予算措置を行うとともに次の措置を講じること。

- (1) 物価上昇分を補填する「交付決定額の増額変更措置」を継続するほか、資材価格、人件費等の高騰や人手不足に配慮し、上昇分の補填や従業員確保等の新たな支援策を措置すること。
- (2) グループ全体が取り組む復興事業計画（共同事業）の実施に関する新たな補助事業（新商品開発、新分野需要開拓等のための助成措置）を創設すること。
- (3) 将来、避難指示区域等の解除によって帰還した事業者の事業再開時にも本制度を利活用できるよう、今後も制度を継続すること。

5. 福島の復興に向けて次の支援を確実に実行すること。

- (1) 早期帰還と新たな生活の両面支援を強化すること。
- (2) 今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助金を創設すること。
- (3) ロボット等試作開発、研究開発のための産業集積を図るための環境を整備すること。
- (4) 定期的な食品のモニタリングや健康管理を継続的に実施して、安全性を担保するとともに、国は、正確な情報発信と正しい知識の普及を行い、風評被害のこれ以上の拡大を防ぐこと。
- (5) 原発事故により喪失した取引先の回復や販路の開拓のための支援策を一層強化し、被災中小企業者の自立を積極的にサポートすること。

- (6) 原発事故に起因する食品等の輸入停止・制限等の撤廃に向けた政府間交渉を一層進めること。
- (7) 被災中小企業者に寄り添い、除染の着実な実行、除染後の地域振興を行い、中間貯蔵施設の早期本格稼働、確実な廃炉を行うこと。
- (8) 中間貯蔵施設への汚染物質搬入に対する確実な安全対策を講じ、周辺地域への支援を着実に実行すること。
- (9) 福島復興再生特別措置法に基づく計画の早期具現化を図り、生活インフラの再建、避難指示区域等の解除に伴う事業再開等に対して柔軟な対応を行うこと。
- (10) 原子力被害事業者の個別の被害状況に応じた十分な賠償期間を確保し、営業損害の実情に応じた適切かつ確実な賠償を継続すること。

6. 東日本大震災の教訓を活かした地域の防災対策強化のため、次の対策を講じること。

- (1) 中小企業者が既存施設等の耐震対策のために行う診断・設計・改修等に対する助成、融資制度を拡充すること。また、耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の公表について配慮措置を講じること。
- (2) 中小企業における緊急時の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、企業間連携や中小企業組合を通じた計画策定やBCP対応のための設備更新など、BCP策定に係る資金需要への措置を講じること。
- (3) 国は地方公共団体との綿密な連携体制をとり、災害に強い安心・安全なまちづくりへの十分な予算措置や支援策を講じること。

4. 組合等連携組織等を活用した生産性の向上の強化

- 1. 中小企業組合の力が十分発揮できるよう新たな環境変化に対応した中小企業の組織に関する制度の見直しを図ること。
- 2. 中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等の生産性向上への取組みに対し次の措置を講じること。
 - (1) 新たな事業展開や既存事業のブラッシュアップ、組合員の課題解決等を図る中小企業組合等に対する少額補助金制度の改善・拡充を行うこと。
 - (2) 中山間地域における生活基盤の確保、地域コミュニティの維持、産地ブランドの推進を図るための商工業の連携・組織化を促進すること。
 - (3) 個人が創業するための協働組織である企業組合制度の強化をはじめ、雇用促進を図るための創業・起業支援策の拡充を行うこと。
 - (4) リニューアルや小規模企業等を対象にした国単独の高度化融資制度を設けること。

5. 海外展開の推進

1. 広域経済連携協定の推進等

- (1) 中小企業の海外展開に資するTPPの発効、FTA等広域経済連携協定の交渉を推進すること。また、TPPの合意内容の周知徹底と総合対策を早期に実施すること。
- (2) 中小企業の知財収入等の国内環流、国際出願の特許料の減免など知的財産の保護の強化、海外展開に伴う知的財産の係争に対する環境整備を図ることにより、中小企業の海外の知的財産活動に対する支援を拡充すること。

2. 海外展開の推進

- (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援及び外国企業との投資提携の推進体制を強化すること。

- (2) 地域産業の担い手となる人材等の活用を通じた海外展開への支援策を推進すること。
- (3) 訪日観光客誘致に向けた施策を強力に推進すること。

6. 電力コストの軽減等に向けた環境・エネルギー対策の強化

1. 電力コストの軽減等

政府は、電気料金のコストを下げるため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の早期見直し、石炭等の高効率火力発電の活用、LNG等の調達コストの低減、エネルギー先物市場の整備等を推進すること。また、電力・ガス・熱市場の自由化は、中小企業の経営基盤の強化に資するよう制度運用すること。

2. 安全が確認された原発の再稼働

厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、バックエンドコストを十分考慮の上、地元住民の理解と納得を前提に、順次再稼働を実現し、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。

3. 省エネ支援の拡充

- (1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。
- (2) 中小企業におけるエネルギーコスト低減のため、「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」について、中小企業連携枠を設ける等拡充、継続すること。
- (3) 中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設すること。

4. エコ環境対応への支援の拡充

- (1) 国・地方公共団体は、中小企業における環境配慮型経営の取組みに対する支援策を積極的に講じること。特に、「エコアクション21」については周知を強化するとともに、認証取得中小企業への税制面、自治体の補助金支援等優遇制度を創設すること。
- (2) 中小企業や組合が取り組む産業廃棄物の削減及び処理に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を早急に推進すること。特に、アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物については、廃棄物の保管・管理・処理、土壤汚染防止等に係る費用を全額補助するなど財政措置を講じること。

7. 公正な競争環境の整備

1. 不公正な取引方法に対する規制強化

- (1) 独占禁止法の審査手続において事業者に適正手続を保障する措置を講じること。
- (2) 優越的地位の濫用や不当廉売、不当表示などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処するとともに、差別対価に関する運用指針を早急に作成し、大手スーパー・量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
- (3) 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。
- (4) 景品表示法改正に伴い新たに設けられた「課徴金制度」は、課徴金の対象を悪質な事案に限定し、不当利得を超えた課徴金を課すことのないよう中小企業者の意見を十分に踏まえた制度運用を行うこと。
- (5) 「流通・取引慣行ガイドライン」において、一部の非価格制限行為について、一定の基準や要件を満たす場合に、違法とならず規制の対象にならないとされる範囲を示したセーフ・ハーバーに関する

る基準や要件の緩和等を行うこと。

(6) 消費者契約法及び特定商取引法の見直しに当たっては、中小企業の実情を踏まえて慎重に検討を行うこと。

(7) 民法（債権関係）改正法案の早期成立を図ること。

2. 下請法の厳格な運用と周知徹底

(1) 円安等による原材料費高騰分を価格転嫁できず、実質的に対等な取引ができない中小企業の自立性が損なわれることのないよう、立入検査を含め下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用すること。

(2) サプライチェーンの強靱化を図るための業種別下請ガイドラインの業種拡大とその周知徹底を図ること。

8. 官公需対策による経営支援の強化

1. 官公需対策の拡充

(1) 国等は、「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。

(2) 競り下げ方式（リバースオークション）を廃止すること。

(3) 公共調達に当たっては、採算性を度外視した低価格入札が行われないようにするため、国等は最低制限価格制度を導入するとともに低入札価格調査制度を厳格に活用することにより、適正価格での発注を行うこと。

(4) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。

(5) 少額随意契約をさらに活用するとともに、その適用限度額の大幅な引上げを図ること。

(6) きめ細かな官公需相談業務を展開するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど充実・強化すること。

2. 官公需適格組合の更なる活用

(1) 国等、都道府県及び市区町村は、官公需適格組合制度の周知徹底及び受注機会の増大を図ること。特に、官公需適格組合は、官公需の受注体制が整備されていることを中小企業庁が証明した組合であることから、国等だけでなく、都道府県及び市区町村も発注に際して優先的に活用すること。

(2) 官公需適格組合が公共性のある施設や工作物等であって一定金額以上の工事を受注しようとする場合に必要とされる監理技術者の在籍出向が適正かつ円滑に進むよう、実効性のある運用を行うこと。

9. 中央会等支援体制の整備・強化

1. 中小企業等協同組合法に規定する中小企業団体中央会の事業が毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策推進事業を拡充・強化すること。

国は、中小企業団体中央会が取り組む連携組織対策推進事業の予算が安定的に確保・増額されるよう、都道府県への働きかけをさらに強化すること。

2. 組合が行う取引力の強化、販路の拡大、新商品・新サービスの開発、新市場開拓等の取組みへの予算を拡充すること。

3. 連携・コーディネート力の向上を図るための中央会指導員等の人材育成に対する支援を強化すること。

10. 資金調達の円滑化等

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに合った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、原材料・エネルギーコスト増に伴う資金繰りや震災復興と設備投資等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮するなど、中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続し、地域金融機関の融資企業に対する経営改善・生産性向上・体質強化への支援を引き続き強化すること。
また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけにより、中小企業の円滑な再生に向けた取組みを行うこと。
- (3) 商工中金の組合組織金融としての役割及び危機対応時における機能が一層発揮されるよう十分な措置を講じること。
- (4) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての役割・機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じること。
- (5) セーフティネット保証を拡充するとともに信用保証協会等の基金補助金を十分確保すること。
- (6) 協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
- (7) ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来さぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。
- (8) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の一層の拡充を行うこと。
- (9) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除の廃止等、貸付制度を見直し、共済加入者の負担を軽減すること。
- (10) 高度化融資制度の活用拡大を図ること。特に、リニューアルニーズに迅速に応えるための中小企業基盤整備機構自らが融資する特例措置を講じること。また、個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。返済条件、商店街組合の参加率等の緩和等についても利用組合員への支援及び再チャレンジへの支援の観点から一層弾力的に運用すること。

2. 改訂成長戦略を具現化するための設備投資等に対する金融支援

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、各金融機関に対し本ガイドラインに沿った融資の促進を図ること。
- (2) 認定支援機関と国、自治体、専門家が連携し、中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すこと。
- (3) 信用保証について、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図ること。
- (4) 中小企業経営者が従業員への事業承継を行う場合、事業承継に必要な承継者個人による自社株買取資金についても信用保証協会の保証対象とすること。

11. 投資等を促進する税制の拡充

1. 投資拡大と生産性の向上

- (1) 減価償却制度の定率法を廃止しないこと。
- (2) 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止を行わないこと。
- (3) 償却資産に係る固定資産税は、設備投資及び雇用拡大の阻害要因となっていることから、廃止すること。
- (4) 少額減価償却資産の合計300万円まで全額損金算入（即時償却）することができる特例措置の恒久化を図ること。

- (5) エネルギー環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の適用期限を延長するとともに、対象設備を拡大するなど制度の強化を図ること。
- (6) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用及び繰戻しによる還付の適用の制限を行わないこと。
- (7) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。

2. 消費税対策の強化

- (1) 消費税率10%への再引上げを行うに当たっては、増税前の駆け込み需要とその反動減に対する十分な準備と増税負担を和らげるための内需喚起対策を講じること。
- (2) 今時の消費税率の引上げについては、中小・小規模事業者に大きな事務負担を強いる「インボイス方式」等を導入することとなる軽減税率の実施は、極めて慎重に検討すること。
- (3) 区分経理処理が必要となる「請求書等保存方式」（複数税率に係るいわゆる簡易な経理方式）は、導入しないこと。
- (4) 逆進性の対応については、低所得者に対する、所得に応じたきめ細かな給付付き税額控除制度を導入すること。
- (5) 中小企業の負担軽減措置である免税点や簡易課税制度を維持すること。
- (6) 外国人旅行者の消費拡大を図るための一般物品の最低購入金額を引き下げること。
- (7) 中小企業の適正な価格転嫁や価格表示の改定が円滑に図られるよう万全な価格転嫁対策を継続して行うこと。
- (8) 個別消費税（揮発油税、自動車取得税、酒税、タバコ税等）に係る消費税の上乗せ課税は早期に解消すること。
- (9) 消費税転嫁対策特別措置法の時限以降も消費税の外税表示を選択可能とすること。
- (10) 中間申告義務に関わらず納税を任意に選択できる制度を拡大すること。

3. 次世代への事業承継

- (1) 事業承継税制の活用法等の強力な周知、事業承継税制の利用促進を図る対策を強化するとともに事業承継税制の大幅な拡充を行うこと。
- (2) 財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。特に、類似業種の株価上昇による税負担増を緩和すること。
- (3) 個人事業者の事業用資産の円滑な承継のための負担軽減措置を創設すること。
- (4) 事業承継税制について、納税猶予の対象となる発行済議決権株式の総数の3分の2要件を撤廃し、100%とするとともに、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を100%へ引き上げること。
- (5) 後継者死亡時点まで納税が免除されないことから、納税免除を納税猶予開始後5年経過時点とすること。
- (6) 事業承継のため会社資産及び自社株式を同族間で承継する場合、課税対象から除外するよう特例措置を講じること。
- (7) 贈与税の納税猶予の認定取消し時の相続時精算課税制度の選択を認めること。

4. 中小企業の経営基盤の強化

- (1) 法人税の実効税率を引き下げるとともに、中小法人の軽減税率の引下げ及び適用所得金額（現行800万円以下）を拡大すること。
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。
- (3) 中小法人の交際費課税の特例について、800万円まで、全額損金算入することができる措置の恒久化を図ること。
- (4) 個人事業税の事業主控除額（290万円）の引上げと、65万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (5) 森林吸収源対策を推進するための地球温暖化対策税の用途拡大や新たな税の創設は行わないこと。
- (6) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。

- (7) 役員給与は、職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすること。
- (8) 創業後5年間の法人税及び登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。
- (9) 印紙税を早急に廃止すること。
- (10) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (11) 中小企業基盤整備機構の仮施設設置事業に係る特例措置を延長すること。
- (12) 中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (13) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の課税免税措置を恒久化すること。
- (14) 軽油引取税及び揮発油税等の特例税率は目的税から普通税になったことで、課税根拠を失っており、廃止すること。
- (15) 地球温暖化対策税制については、平成28年4月に引き上げられる予定となっているが、これを見送ること。また、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講じること。
- (16) 公害防止施設、廃棄物・リサイクルや環境汚染の防止など環境関連税制を維持充実すること。
- (17) 中小企業の研究開発税制の利用を促進するとともに、役員給与を含めた試験研究費に係る人件費の算定方法について中小企業の実態に合った簡便なものに改善すること。
- (18) 国内産業の将来の稼ぐ力を強化するため、研究開発税制（総額型）を恒久化すること。
- (19) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (20) 指定寄付金の範囲及び損金算入限度額をさらに拡大すること。
- (21) 自動車関係諸税については、税負担が複雑で過重であることから、消費税率10%への引上げ時に、自動車関係諸税を抜本的に整理し、軽減すること。
- (22) 環境性能課税を導入する場合は、自動車の年式でなく、燃料効率を基準とし、免税点制度や基礎控除制度を設置するとともに、初度登録の経過期間にかかわらず車両の維持・管理が行き届いた自動車に対する自動車税・自動車重量税の重課税は廃止すること。

5. 地方再生と中小企業活性化

- (1) 賃金課税となる法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大を絶対に行わないこと。
- (2) 固定資産税や法人事業税の損金算入を廃止しないこと。
- (3) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。
- (4) 中小企業の固定資産税に市町村の「条例による減免措置」の活用を奨励するなど、真に実効ある固定資産税の軽減を図ること。
- (5) 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を70%から60%へ引き下げること。
- (6) 商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (7) 中心商店街で事業を行うまちづくり会社等が土地・建物を取得した場合における登録免許税について軽減措置を延長すること。
- (8) 配偶者控除の改正に当たっては、女性の働きたい意志を尊重し、長く働いた時間に応じて世帯単位で見た収入が増加するよう見直すこと。
- (9) 雇用の受け皿となる成長企業を支援、地域の雇用創出につながる雇用促進税制の適用期限を延長すること。
- (10) 障害者の雇用の機会を拡大、維持する観点から、障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を延長すること。

6. 中小企業組合の活性化

- (1) 中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用年間所得を大幅に引き上げること。

- (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (3) フリーランス等の協働など個人のグループによる創業を推進するための企業組合の設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (4) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税(均等割)については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (6) 火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入を認める特例措置の適用期間を延長すること。
- (7) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。
- (8) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (9) 卸団地組合を撤退した組合員から組合が取得した土地、建物等については、固定資産税の減免措置を講じること。
- (10) 集団化組合の共有土地評価替えに伴う減損会計を承認すること。
- (11) 共同施設の新陳代謝を図るため、最先端設備への入替え等を促進する税制措置を講じること。
- (12) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (13) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員が出捐する義援金を寄附金控除対象とすること。
- (14) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。
- (15) 組合の組合員間における事業承継、事業引き継ぎを促進する税制の特例措置を講じること。

7. 納税環境整備等その他

- (1) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度導入時に際しては、事業者が必要となる具体的な情報を周知徹底し、また、書類様式や手続の統一化、セキュリティ等のシステム改修等の新たな投資又は事務負担の軽減を図ること。
- (2) 納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すること。
- (3) 東日本大震災及び東京電力福島原子力発電所事故により、被災中小企業者は企業存続に苦慮しており、法人税、県市町村民税、消費税、固定資産税等の税負担について減免を図ること。
- (4) 原子力損害賠償金等において課税の繰延べ措置を講じること。
- (5) 震災復興、地域貢献に取り組む中央会への寄附金制度を拡充すること。

12. まちづくりの推進、商業対策の拡充強化

1. 賑わいある機能的なまちづくりの推進、中心市街地の再生支援

- (1) コンパクトで賑わいあるまちづくりが全国で進展するよう、改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を図る取組みを強力に推進すること。大規模小売店舗の立地に関する制度を見直し、地方都市における既存店舗の維持、空き地や空き店舗の有効利用、地域の歴史・伝統・文化などのコミュニティの継承等に十分な支援を行うこと。
- (2) 大規模集客施設に対する立地規制を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
- (3) 大規模集客施設の郊外開発行為に対する厳格かつ適正な対処、大型店のまちづくりのゾーニング条例、商店街活動への協力等の地域貢献条例やガイドラインの制定を促進すること。

2. 商店街・共同店舗等に対するハード・ソフト支援の拡充

- (1) 商店街組織が行う身近で快適な商店街づくり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施

- 設・設備等の環境整備を促進すること。
- (2) 商店街や共同店舗の持つ地域コミュニティの担い手としての機能をより強化し、商業者のやる気を高めるための「にぎわい補助金」を再創設すること。
 - (3) 起業、創業・第二創業に対する支援等を強化するための商店街や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対して助成を行うこととともに、廃業を抑止するための助成を含めた支援策を講じること。
 - (4) 商店街や共同店舗等における外国人旅行者向け消費税免税店の拡大とその申請の簡素化を図ること。

3. 卸売業・小売業対策の強化

- (1) 卸売業と小売業を一体として振興・育成する新たな法律の制定を検討すること。
- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区における、積み卸し業務可能な駐車スペースの確保や道路に面した空き地の有効活用など業務に配慮した対策を講じること。

4. サービス業のIT投資等による生産性の向上と人材育成

- (1) 情報の連携・共有による新たな一体的なサービスの開発、デザインの高度化やIT投資など人手不足に悩む中小サービス業の生産性の向上と指導者を含めた人材の育成を強力に推進すること。
- (2) 観光立国実現のため、官民をあげた組織的なブランド化など外国人観光客増加を促進する施策を強化すること。観光・集客交流の促進のため、査証発給要件の緩和、国際会議、国際見本市・展示会等の誘致に対して積極的な支援策を拡充すること。
- (3) 医療分野と中小サービス業との医商連携の取組みへの支援策を講じること。

5. 共同化等物流対策の強化

- (1) 円安等を要因とする燃料価格の高騰等で苦しむ中小運輸業の健全かつ安定した経営実現のための支援を強化すること。
- (2) 高速道路料金の負担を軽減する制度を実施すること。

6. 優越的地位の濫用の根絶等

- (1) 不当廉売、不当表示などの違反行為に対して実効性ある対応を実施するとともに、大手スーパー・量販店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、早期に優越的地位の濫用行為を根絶すること。
- (2) インターネット販売の振興に当たっては、消費者保護の観点から商品特性に応じて品質や取引方法における安全・安心の確保を図るルールづくりを行うとともに、個人情報保護法・番号利用法（マイナンバー法）が中小企業経営の負担にならないよう支援策を講じること。
- (3) 中小企業と大企業間でのビッグデータ等情報の利活用と格差の是正を図ること。

13. 社会保障制度の見直し

1. 社会保障制度改革は、我が国財政の健全化を図る上でも重要な課題であることから、将来にわたって安定的な抜本的制度改革を行うとともに、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう十分に配慮し検討すること。
2. 中小企業の維持・発展を阻害することがないように、厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。
3. 全国健康保険協会（協会けんぽ）への国庫補助率を上限である20%まで引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

14. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

1. 雇用保険制度の機能強化

- (1) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させること。
また、中小企業の厳しい経営環境の中で、雇用保険積立金の状況を踏まえ、雇用保険料率の引下げを行うこと。
- (2) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等の抜本的な見直しを行うこと。

2. 地域の中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

最低賃金の設定については、公労使三者が話し合いを通じて法の原則及び目安制度を基にするとともに、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で設定を行うこと。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

3. 中小企業の人材確保・定着支援の強化

- (1) 若年労働者の人材確保・定着支援策の強化を図ること。
- (2) 建設業及び物流業などの人手不足業界に対する積極的な就労支援策を講じること。
- (3) 高齢者の定年延長・再雇用の支援策の強化を図るとともに、高齢者について採用意欲の高い中小企業に対する支援策の強化を図ること。

4. 中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実強化

女性人材の活躍推進を図るため、中小企業に対する諸施策の充実強化を行うこと。

5. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。
- (2) 改正次世代育成支援対策推進法令の運用に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図ること。
また、「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化を図ること。
- (3) 中小企業が共同で設置する保育施設について助成・支援策を強化すること。

6. 障害者雇用への中小企業支援策等の充実

- (1) 「差別禁止」「合理的配慮の提供義務」のガイドラインについて、その周知と啓発を図ること。
- (2) 積極的な障害者雇用を行う中小企業等に対して、助成措置や金融・税制での優遇措置等の支援策の強化を図ること。

7. 国による職業訓練機能の充実・強化

中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度の充実を強力に推進すること。

また、中小企業の従業員の能力開発制度の見直しに当たっては、地方公共団体の活用等、地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みとなるような制度とすること。

8. キャリア教育・職業教育の推進

キャリア教育・職業教育に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うキャリア教育・職業教育の推進とともに、関係省庁の連携の下、教育機関と中小企業が一体となって推進すること。
また、インターンシップに取り組む中小企業への支援策の強化を図ること。

9. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の早期成立・施行

- (1) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案は、外国人技能実習生の対象業種の拡大、実習期間の延長（3年→5年）、受け入れ枠の拡大等を拡充する法律案であり、早期に成立させ施行すること。
- (2) 新たに設立される外国人技能実習機構（仮称）が行う監理団体に対する許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出等の手続きが円滑に行われるよう十分に配慮すること。

受賞おめでとうございます
全国中央会会長表彰 被表彰者紹介 (敬称略・順不同)

組 合 功 労 者



近藤 ヨウ子
企業組合ワーカーズグループ二十一
理事長



村山 克彦
小倉鉄工団地協同組合
理事長

優 良 組 合

筑後地区ビル管理業協同組合

中央会優秀専従者

堀田 晋平